

税の徴収事務の共同処理

(税務課、下田財務事務所)

(要旨)

税の徴収事務の共同処理については、これまで5回の専門部会を開催し、平成30年度以降の共同徴収の継続について協議・検討した結果、賀茂地方税債権整理回収協議会を存続した上で、1市5町による共同徴収を継続することを確認し、以下のとおり専門部会案をとりまとめた。

1 会議の概要

- (1) 日 時：平成29年5月30日(火) 13時30分～15時30分
平成29年6月27日(火) 13時30分～15時
平成29年7月12日(水) 13時30分～15時
平成29年7月28日(金) 13時30分～14時30分
平成29年8月17日(木) 13時30分～14時30分
- (2) 会 場：下田総合庁舎 2階第3会議室、4階第8会議室
- (3) 議 題：平成30年度以降の共同徴収のあり方について
- (4) 参加者：賀茂1市5町税務担当課、県税務課、県市町行財政課、賀茂振興局、下田財務事務所

2 成果と今後の目標

(1) 成果

現行の共同徴収の取組により、平成29年度末までに収入率は大幅に上昇し、90.7%(平成26年決算と比べ+7.5P)となる見込みであるが、県平均と比べ▲3.2Pとなる見込みである。

(2) 今後の目標

移行期(平成30～31年度)の2年間で、県平均以上へ収入率を向上させ、収入未済額を平成27年度決算時より半減することを目標とし、その期間に滞納整理の技術向上に取り組む。

- ① 滞納繰越分を中心とした滞納整理から、現年度分の年度内着手に取り組む。
- ② 搜索、不動産の差押、公売といった高度な徴収技術を修得する。
- ③ 監督者のマネジメント能力を高め、自立した滞納整理の進行管理体制を確立する。

<収入率及び収入未済額>

(単位%、百万円)

区 分		実績及び見込				目標	
		H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 見込	H30 見込	H31 見込
市町村税 全 体	管内収入率 (%)	83.2	85.5	88.3	90.7	93.1	95.5
	県平均収入率 (%)	91.6	92.2	93.1	93.9	94.7	95.5
	差引(管内-県平均)	▲8.4	▲6.7	▲4.8	▲3.2	▲1.6	0
	収入未済額(百万円)	1,818	1,496	1,199	1,002	875	748

3 協議内容(専門部会案)

市町が自立に向けた徴収体制を確立するため、市町税務職員の相互併任による共同徴収を継続するとともに、県の支援による協議会運営から市町が主体となって連携して運営に取り組むようにする。

また、職員の徴収技術と監督者のマネジメント技術を更に向上させる必要があることから、平成30、31年度の2年間県職員1名の技術派遣を要望する。

確認内容	
平成 30、31 年度の共同徴収の取組	① 1市5町において相互併任による共同徴収を継続する。 ② 市町職員の徴収技術の更なる向上と監督者のマネジメント能力を高める必要があることから、県職員1名の技術派遣を要望する。 (派遣にかかる費用については、市町が負担する。) ③ 技術派遣職員をトップリーダーとして、特別滞納整理チームに2年間配置し、各市町税務担当係長等への指導・支援を行う。 ④ 各市町税務担当係長を特別滞納整理チームの各班のリーダーとして配置し、進行管理の実施等の業務を行う。 ⑤ 協議会の運営は市町主体で行う。幹事市町(事務局)は下田市とする。 (県はオブザーバーとして運営を支援する。)

<徴収体制強化の取組>

項目	導入期 (平成 28~29 年度)	移行期 (平成 30~31 年度)	自立期 (平成 32 年度~)
共同徴収の形態	県主導	市町主体	市町主体
実施市町	1市5町	1市5町	1市5町
県職員派遣	直接派遣3名 (リーダー)	技術派遣1名 (トップリーダー)	なし
リーダー業務	リーダー(県職員3名) ・ 進行管理の実施 ・ 高額、困難案件の処理及び補助 ・ OJTの実施	導入期に行っていたリーダー業務は、市町税務担当係長が担う。 --- トップリーダー業務(県職員1名) ・ 進行管理マネジメントの指導・支援 ・ 高額、困難案件への指導・支援 ・ 全体事業計画(数値目標等)との調整	市町税務担当係長 ・ 進行管理の実施 ・ 高額、困難案件の処理及び指導等 ・ 職員の徴収技術の向上及び継承(研修、OJTの実施)
取組目標	進行管理の導入 リーダーによる徴収技術の指導	進行管理の確立 徴収技術の高度化(搜索・公売) 長期・困難案件の縮減	共同徴収の取組の安定的な継続
事務局	下田財務事務所	下田市 (県はオブザーバー参加)	市町

4 今後のスケジュール

時期	内容
~29年10月末	<ul style="list-style-type: none"> 協議会組織の運営方法(相互併任の組合せ、人数等) 技術派遣にかかる取決め(費用負担の割合、トップリーダーのローテーション等) 基本協定書、協議会設置要綱等の見直し
29年11月中旬 (広域連携会議)	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定等の合意 基本協定調印式
30年4月~	新体制による共同徴収実施

賀茂地方税債権整理回収協議会
(管内6市町で構成する任意組織)

移行期

目的

- 広域連携の実現に向けた効率的な徴収事務の共同実施
- 賀茂地域全域における徴収体制の強化
- 個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減
- 市町税務職員の徴収技術の向上

組織・体制

運営委員会

(市町：税務担当課長 県：オブザーバー)

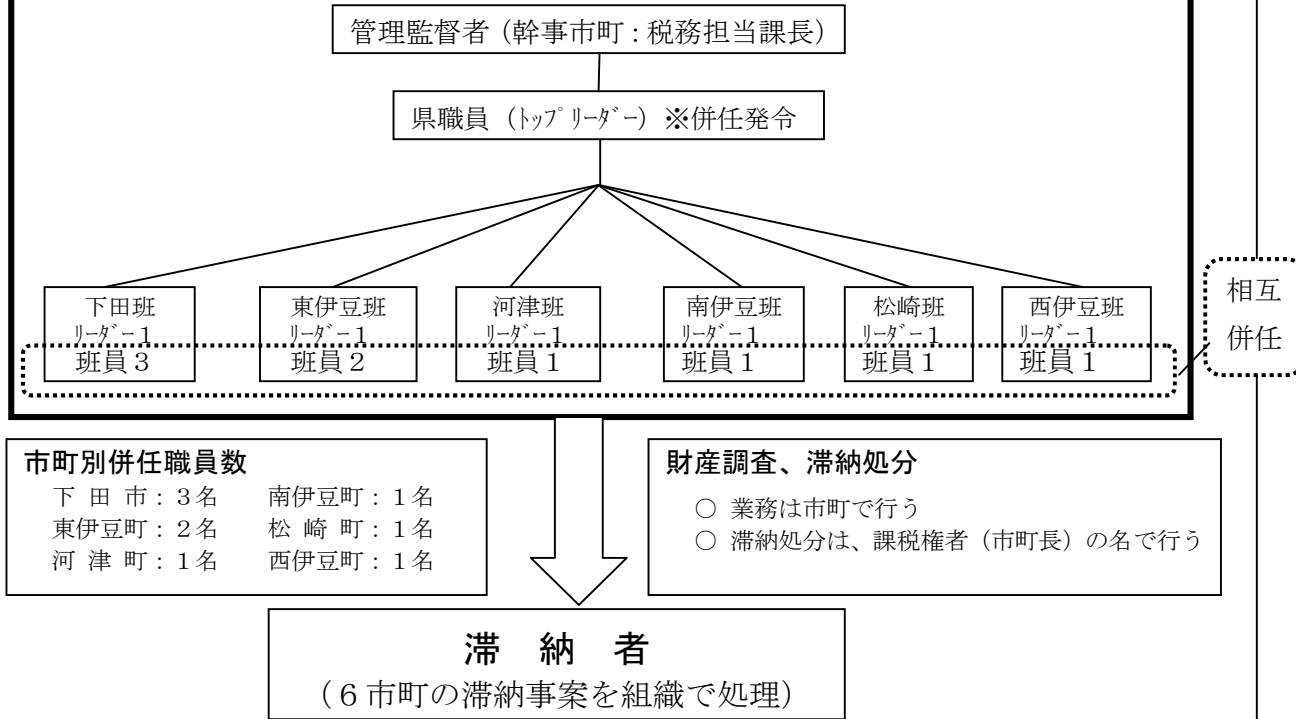
- 滞納整理の基本方針の策定
- 全体事業計画及び目標の策定等

事務局
(幹事市町)

- ・ トップリーダー及び市町職員（班員）は、併任発令
- ・ 市町税の徴収事務の共同処理
- ・ 徹底した財産調査と滞納処分（差押、搜索、公売等）の実施

【特別滞納整理チーム】

- 運営委員会委員のうち1名を管理監督者とし、トップリーダーを指揮・監督する。
- トップリーダーは係長等リーダーの指導・支援を行う。
- 各市町担当係長が各班のリーダーとなり、班員の進行管理等を行う。
- 各班に市町職員（班員）1～3名を配置し、併任先の滞納事案を処理する。



共同徴収の機能

- ・ 全体計画の進行管理（効率的な事務執行サイクルの維持）
- ・ 徴収スキルの維持（人事ローテーションの相互調整等）
- ・ 強化月間、一斉催告等の統一の実施
- ・ 搜索、公売の共同実施
- ・ リーダー会議による情報共有、困難事案の検討、研修等の開催

地域包括ケアシステムの構築・運用

(長寿政策課、健康増進課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

「地域包括ケアシステムの構築・運用」について、下記のとおり専門部会を開催し、以下のとおり部会案をとりまとめた。

1 会議の概要

- (1) 日 時：第 19 回 平成 29 年 6 月 2 日 (金) 13 時 30 分～16 時 5 分
第 20 回 平成 29 年 6 月 14 日 (水) 17 時～19 時
第 21 回 平成 29 年 6 月 29 日 (木) 17 時～19 時
第 22 回 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 17 時～19 時
第 23 回 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 17 時～19 時
- (2) 会 場：下田総合庁舎内会議室
- (3) 協議事項等：保健事業及び介護保険事業等の連携体制

2 協議事項

(1) 保健事業の共同実施

資料 2-2

賀茂地域における保健事業の共同実施について、専門部会案をとりまとめたので協議する。

(2) 介護保険事業等の連携

資料 2-3

(介護事業所指定・指導監督業務の共同実施)

賀茂地域における介護事業所指定・指導監督業務の共同実施について、専門部会案をとりまとめたので協議する。

保健事業の共同実施

(長寿政策課、健康増進課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

保健事業の共同実施の仕組みについて、専門部会を開催し、部会案を取りまとめたので協議する。

1 共同実施の仕組 (部会案)

(1) 生活習慣病予防対策の共同実施

住民の健康増進を図るため、生活習慣病予防対策（特定保健指導の強化、未受診者対策、治療中断者対策等）と、国保以外の保険者や医療関係団体との連携を推進する。

(2) 糖尿病等重症化予防の共同実施

ア 実施体制

平成 30 年 4 月からは、医療費の抑制効果が期待される糖尿病等重症化予防について任意の協議会「賀茂地域糖尿病等重症化予防協議会(仮称)」を市町と県で設立し、糖尿病等重症化予防（糖尿病等重症化予防チームの設置等）を共同で実施する。

イ 共同実施に係る基本協定の締結

市町及び県の役割、協議会の設置等の基本となる事項について、任意の基本協定を締結する。

2 今後のスケジュール (糖尿病等重症化予防の共同実施)

時 期	内 容
平成 29 年 9 月まで	・基本協定書(案)、協議会設置要綱(案)のとりまとめ
平成 29 年 11 月中旬 (広域連携会議)	・基本協定等の合意 ・基本協定調印式
平成 29 年 11 月～ 平成 30 年 3 月	・協議会活動開始 (共同実施に関する市町間調整・準備、糖尿病等重症化予防チームの設置等)
平成 30 年 4 月～	・糖尿病等重症化予防（糖尿病等重症化予防チーム）の活動開始

賀茂地域の健康課題

(1) H26お達者度（65歳からの平均自立期間）

	男性	女性	順位	
下田市	17.07	20.23	30	
東伊豆町	16.86	32	20.69	24
河津町	17.68	18	19.96	33
南伊豆町	17.02	30	20.67	26
松崎町	17.05	29	20.08	32
西伊豆町	16.72	34	19.89	34
県平均	17.81		21.02	

糖尿病は賀茂圏が県内ワースト1!

傷病のため要介護状態になりやすい!

・男女とも、すべての市町が県平均より短い。

(2) SMR (H22-26)

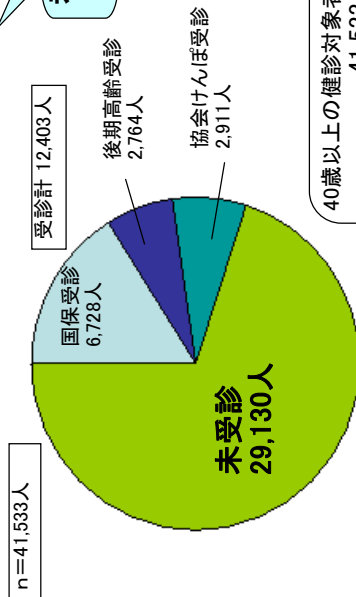
SMR(標準化死亡率):年齢構成を調整した死亡率

	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	男女別で特にSMRが高い疾患
下田市	112.3	109.7	94.0	146.2	糖尿病女性 167.3
東伊豆町	109.8	114.3	93.0	110.0	糖尿病女性 144.4
河津町	97.3	127.4	87.6	170.6	糖尿病男性 155.0 女性 186.8、心疾患女性 136.0
南伊豆町	117.1	107.8	101.2	176.6	糖尿病男性 258.1
松崎町	121.3	114.7	109.5	76.5	脳血管疾患女性 140.7
西伊豆町	102.2	111.7	113.7	113.4	糖尿病男性 132.7、脳血管疾患女性 140.7

※心疾患は、高血圧症を除く

・男女とも、県基準(=100)と比較しSMRが高い疾患が多く、生活習慣病の予防、重症化予防が急務である。特に糖尿病は男女ともに高い。

(3) 健診受診状況（国保、後期高齢者、協会けんぽ）（H27年度）



n=41,533人

受診計 12,403人

後期高齢受診 2,764人

協会けんぽ受診 2,911人

未受診 29,130人

40歳以上の健診対象者 41,533人
↓
受診者 12,403人 (29.9%)
未受診者 29,130人 (70.1%)

(5) 国保1人当たりの医療費

1人当たり医療費の市町順位【平成27年度】

順位	市町名	金額(円)
静岡県平均		337,355
1位	南伊豆町	377,002
3位	河津町	364,571
4位	西伊豆町	358,562
24位	松崎町	328,647
25位	下田市	327,740
28位	東伊豆町	325,065

(出典)国民健康保険事業年報

県平均より特に高い循環器系疾患の医療費【平成27年度】

市町名	金額(円)
静岡県平均	57,693
下田市	67,528
東伊豆町	72,104
河津町	59,712
南伊豆町	79,220
松崎町	64,628
西伊豆町	86,562

(出典)静岡県国民健康保険団体連合会「茶っどシステム」※レセプトデータを基にしているため療養費、移送費は含まない

課題

- 【健康状態】
- 「お達者度」はいずれの市町も県平均より短く、高齢期の健康に不安がある。
- 標準化死亡率が県に比較して高く、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が目立つ。
- 【保健・医療サービス】
- 特定健診の受診状況は、各種保険者を合わせても3割程度である。＜未受診が7割＞
- 特定保健指導(国保)の実施率は30.5%にとどまる。
- 全ての市町において、循環器系の疾患の国保医療費が県平均より高い。

対策

住民の健康を守るためには疾患の早期発見、早期治療を推進することが重要であるので、今後、1市5町が共同で保健事業(未受診者対策、特定保健指導の強化、重症化予防、治療中断者対策等)と国保以外の保険者や医療関係団体等との連携を推進する。

(4) 保険者別加入者数(H28.4.1現在)

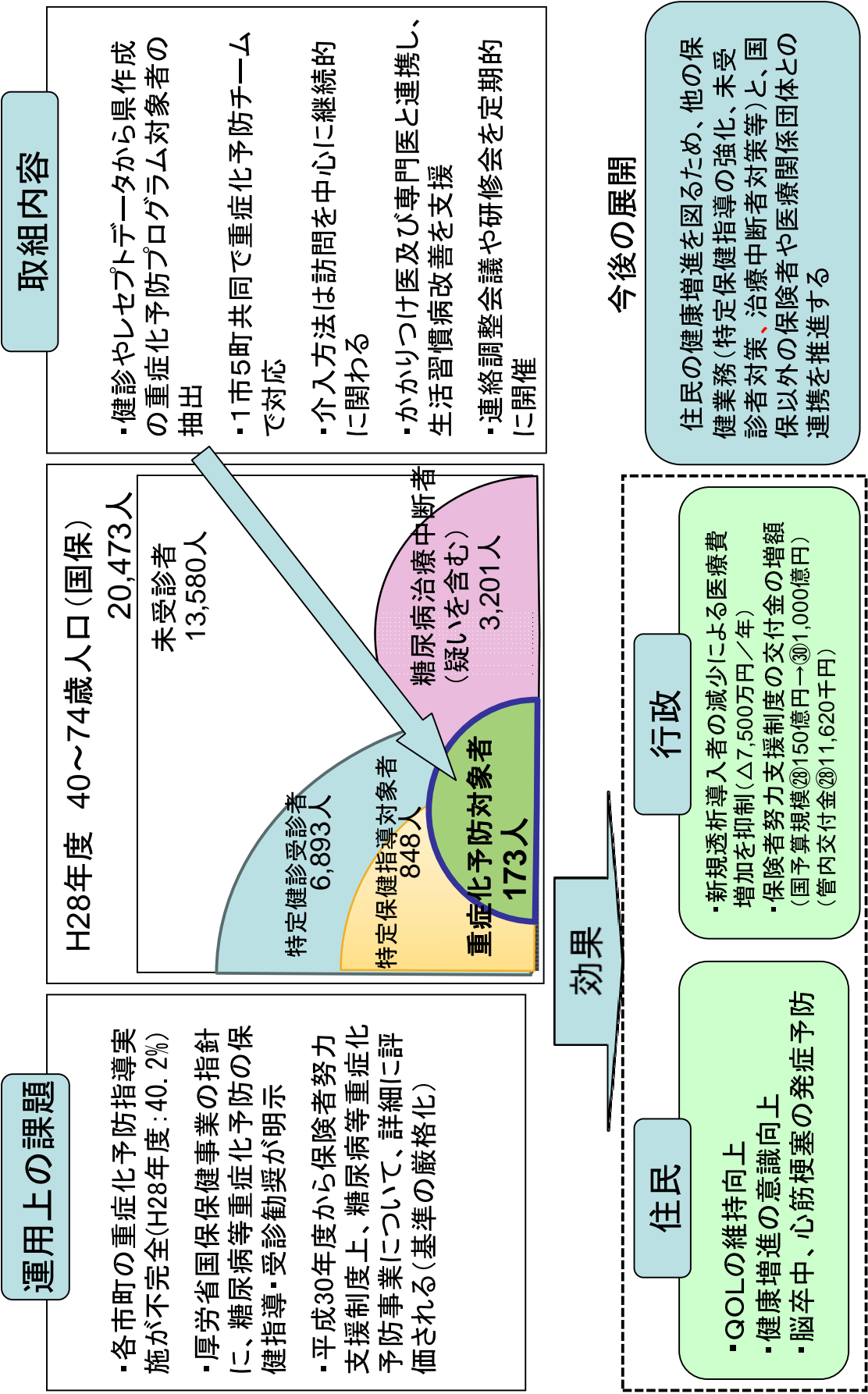
	総人口	国保	後期高齢	被保険者	協会けんぽ※1	被扶養者	その他※2
下田市	22,618	8,514	4,397	3,023	2,209	4,527	
東伊豆町	12,523	5,116	2,266	1,742	1,089	2,081	
河津町	7,257	2,811	1,533	954	756	1,268	
南伊豆町	8,450	3,413	1,932	1,143	828	1,208	
松崎町	6,746	2,716	1,666	735	523	1,176	
西伊豆町	8,133	3,194	2,234	1,136	711	957	
計	65,727	25,764	14,028	8,733	6,116	11,217	

※1 協会けんぽの加入者数はH27.3月末現在

※2 その他には国保組合、船員保険、健保組合、共済組合が含まれる

賀茂地域における保健事業の共同実施による取組み(重症化予防事業)

データヘルスを活用し、重症化予防により健康寿命を延伸



賀茂地域における糖尿病等重症化予防の共同実施体制について（案）

目的

- 糖尿病等重症化予防の推進
- 透析新規導入者の抑制

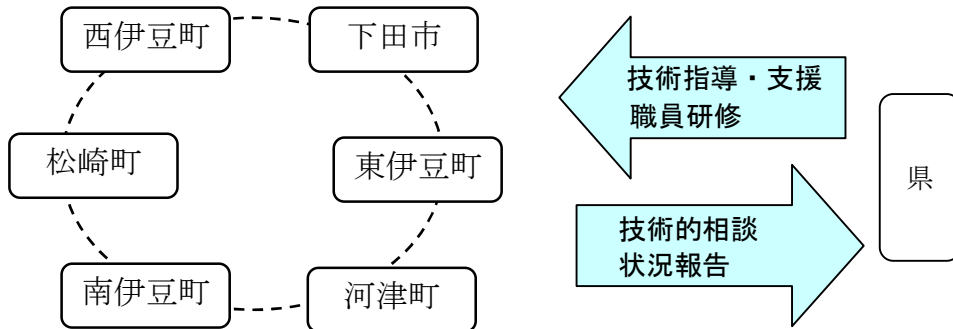
連携の手法

- 各市町の職員が相互連携して行えるように「相互に併任」の発令を行う。
- 「任意の協議会」を設置
- 共同実施の「基本協定」の締結

組織・体制

賀茂地域糖尿病等重症化予防協議会（仮称）設置 （1市5町と県で構成する任意組織）

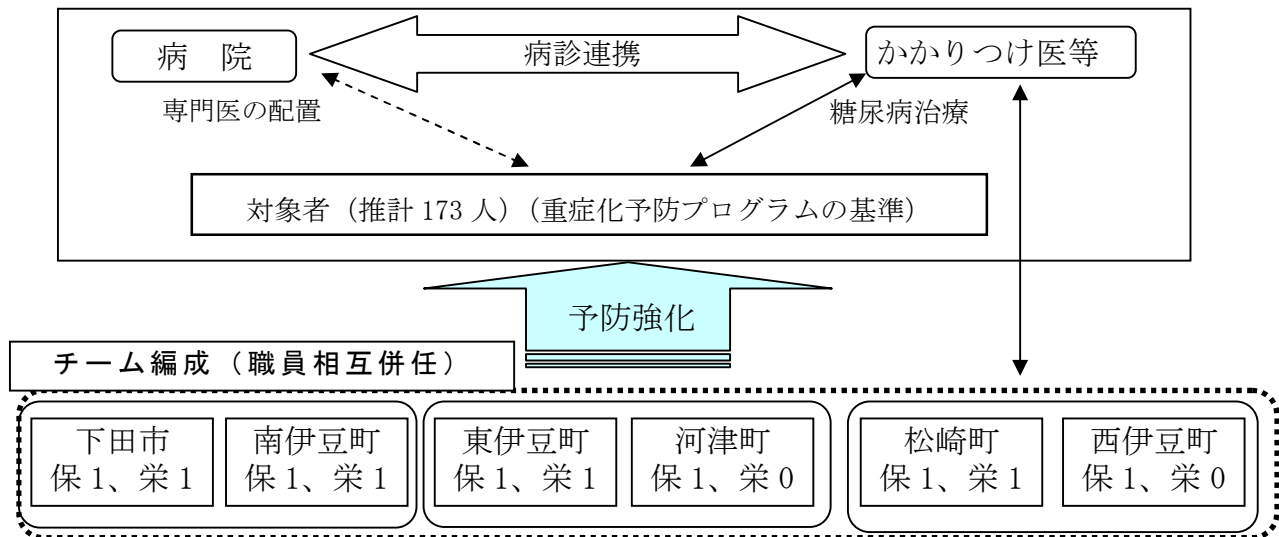
- 重症化予防に係る市町間の調整
- 重症化予防に関する情報交換、相互助言
- 研修会の開催 等



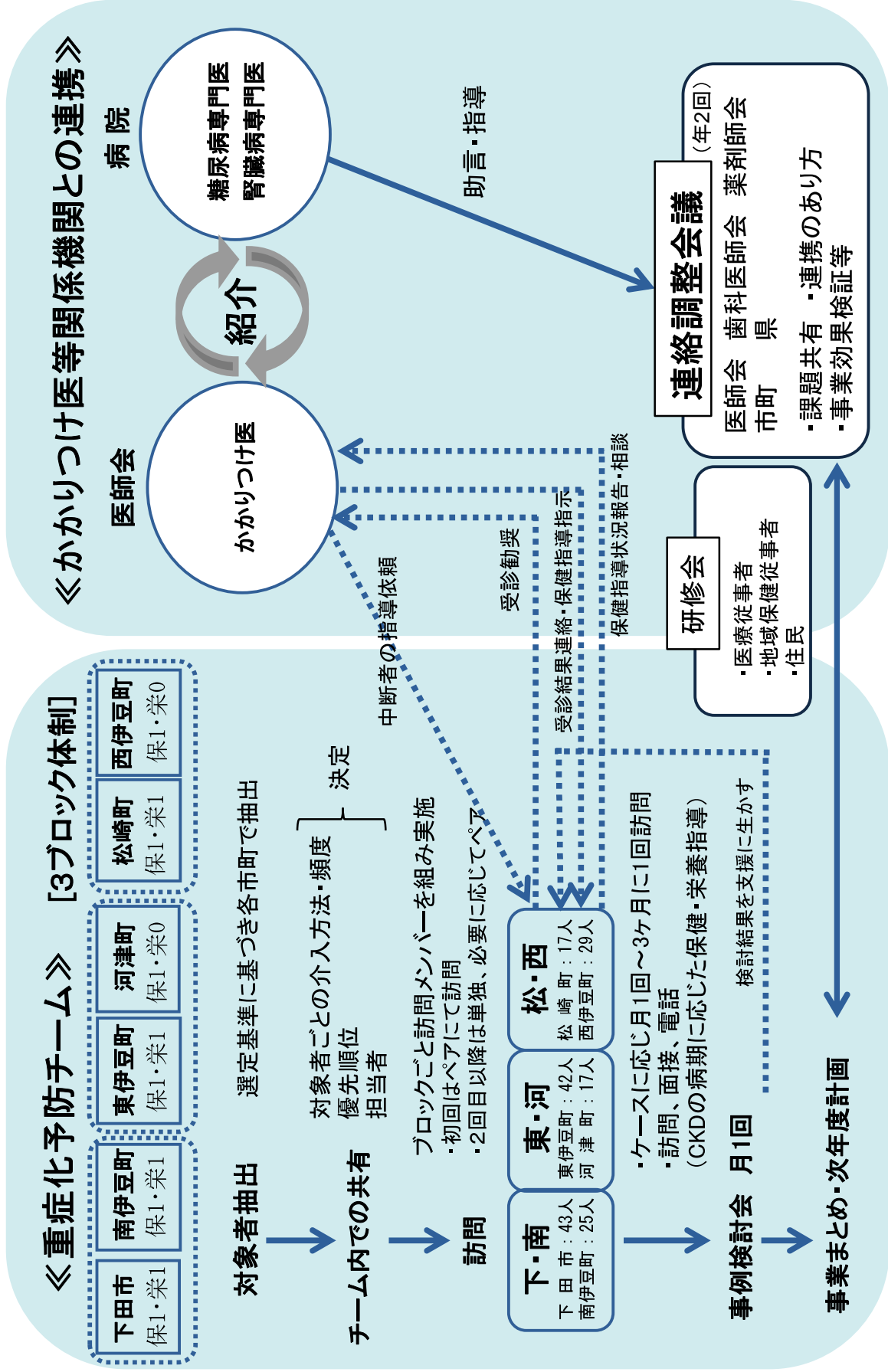
※協議会の下部組織となる市町・県担当課長による会議を定期的に行う

実施イメージ

※糖尿病等重症化予防チームを編成して予防活動を実施



糖尿病等重症化予防チームの活動イメージ（案）



平成 29 年 8 月 30 日

介護保険事業等の連携 (介護事業所指定・指導監督業務の共同実施)

(長寿政策課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

介護認定事務や介護事業所指定・指導監督業務の共同実施の仕組みについて検討した結果、部会案をとりまとめたので協議する。

1 共同実施の仕組（部会案）**(1) 介護事業所指定・指導監督業務の共同実施**

介護保険事業のうち、介護事業所指定・指導監督業務について、各市町への権限移譲をふまえ、市町職員が指定指導業務を賀茂管内で共同実施できるよう任意の協議会「賀茂地域介護事業所指定・指導監督調整協議会（仮称）」を市町と県で設立する。

(2) 共同実施に係る基本協定の締結

市町及び県の役割、協議会の設置等の基本となる事項について、任意の基本協定を締結する。

2 今後のスケジュール

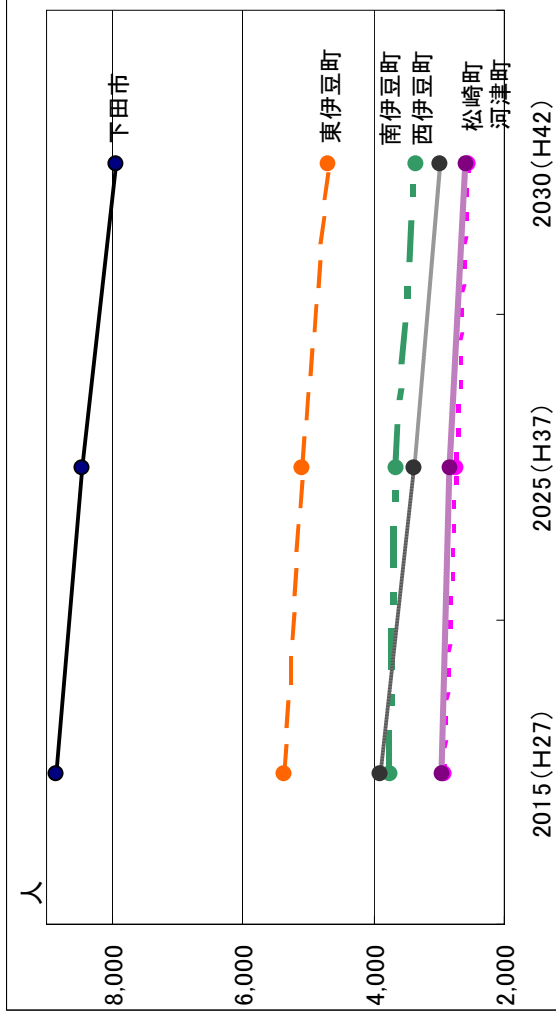
時 期	内 容
平成 29 年 9 月まで	・基本協定書(案)、協議会設置要綱(案)のとりまとめ
平成 29 年 11 月中旬 (広域連携会議)	・基本協定等の合意 ・基本協定調印式
平成 29 年 11 月～ 平成 30 年 3 月	・協議会活動開始 (共同実施に関する市町間調整・準備等)
平成 30 年 4 月～	・介護事業所指定・指導監督業務開始

3 介護認定事務の市町間連携

介護認定事務については、認定調査を他市町に嘱託できる制度を活用し、住所地以外の施設等入所者への調査について、市町間の相互協力により実施し、遠隔地の調査に係る移動時間を短縮することで事務の効率化を図る。

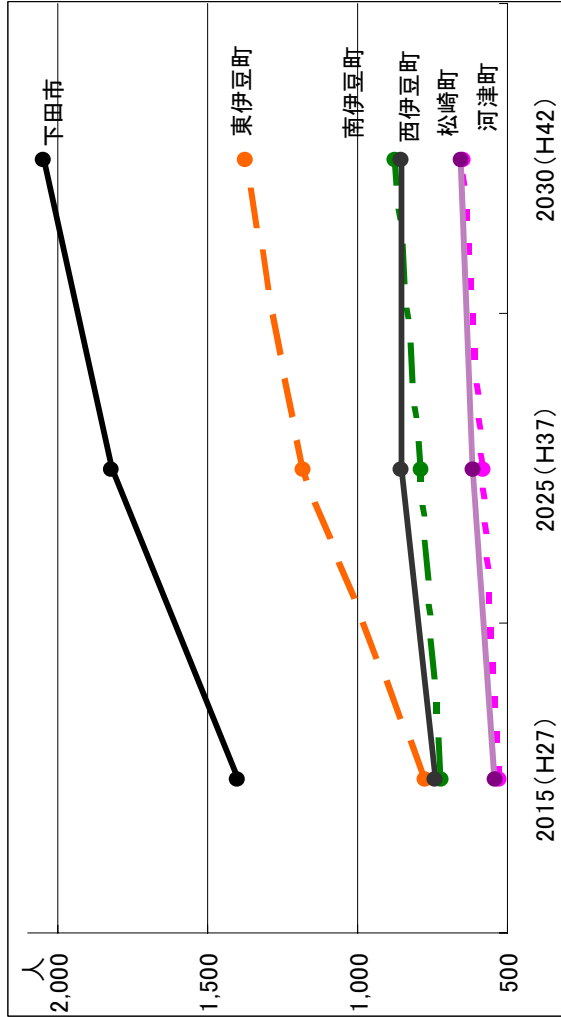
賀茂地域の高齢者人口及び要介護認定率等の推移

(1) 市町毎の高齢者人口の推移



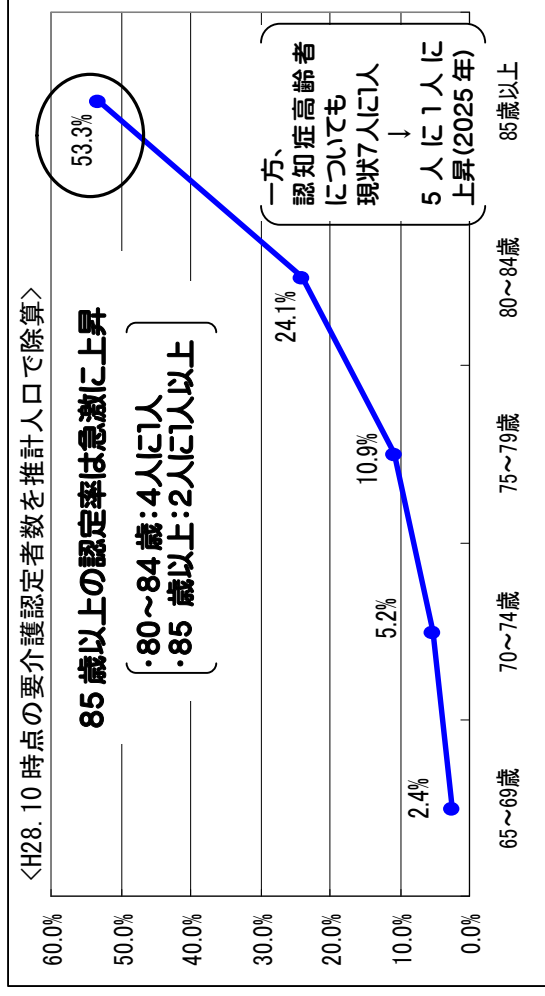
出典：H27「国勢調査」(総務省)、H37・H42「日本の地域別将来人口推計」(社人研)

(2) 市町毎の85歳以上の人口の推移



出典：H27「国勢調査」(総務省)、H37・H42「日本の地域別将来人口推計」(社人研)

(3) 年齢階級別要介護認定率 (全県)



出典：介護保険事業状況報告 月報(厚生労働省)・推計人口(総務省)[H28.10]

(4) 要介護認定者数の推移

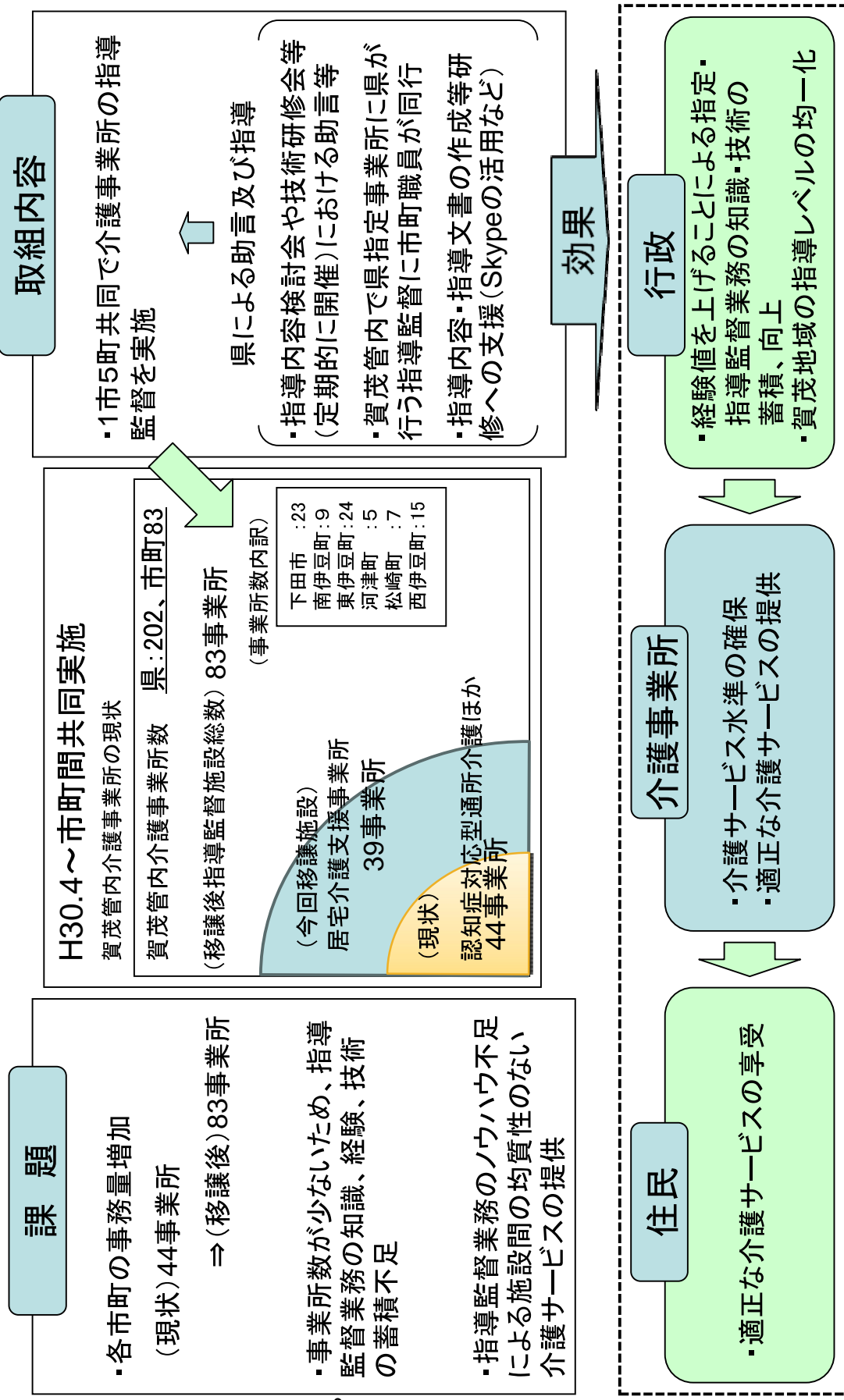
市町名	2015年 (平成27年)	2025年 (平成37年)	増減(2025年-2015年)			
	要介護認定者数	要介護認定者数	要介護1、2 要介護1、2 要介護1、2	要介護3～5 要介護3～5 要介護3～5		
静岡県	160,149	212,332	52,183	13,987	21,770	16,426
下田市	1,410	1,969	559	5	453	101
東伊豆町	707	987	280	58	145	77
河津町	509	668	159	21	107	31
南伊豆町	598	851	253	96	132	25
松崎町	545	586	41	65	▲4	▲20
西伊豆町	731	805	74	50	11	13

認定者数は増加

出典：認定者数実績(介護保険事業状況報告)
 認定者数推計(第6期介護保険事業計画策定ワークシート)

賀茂地域における介護保険事業の共同実施による取組み(介護事業所指定・指導監督)

平成30年4月から一部介護事業所(居宅介護支援事業所)の指定・指導監督業務の権限移譲による事務量増加への対応



賀茂地域における介護保険事業所指定・指導監督業務の共同実施体制について（案）

目的

- 介護事業所指定・指導監督業務の推進
- 介護事業所指定・指導監督業務に関する技術力の向上

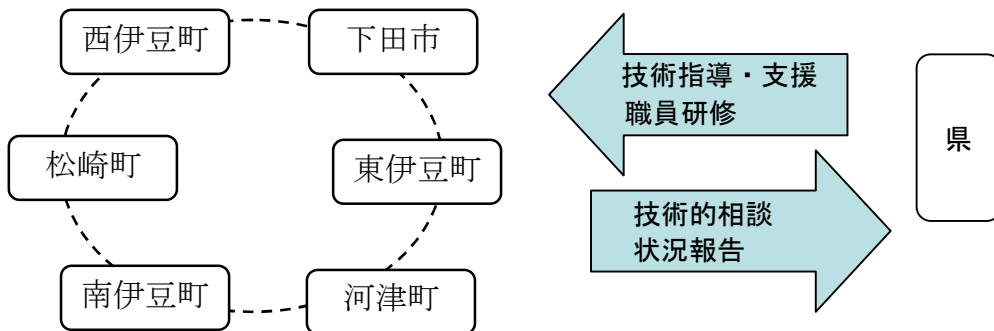
連携の手法

- 各市町の職員が相互連携して行えるように「相互に併任」の発令
- 「任意の協議会」の設置
- 共同実施の「基本協定」の締結

組織・体制

賀茂地域介護事業所指定・指導監督調整協議会（仮称） （1市5町と県で構成する任意組織）

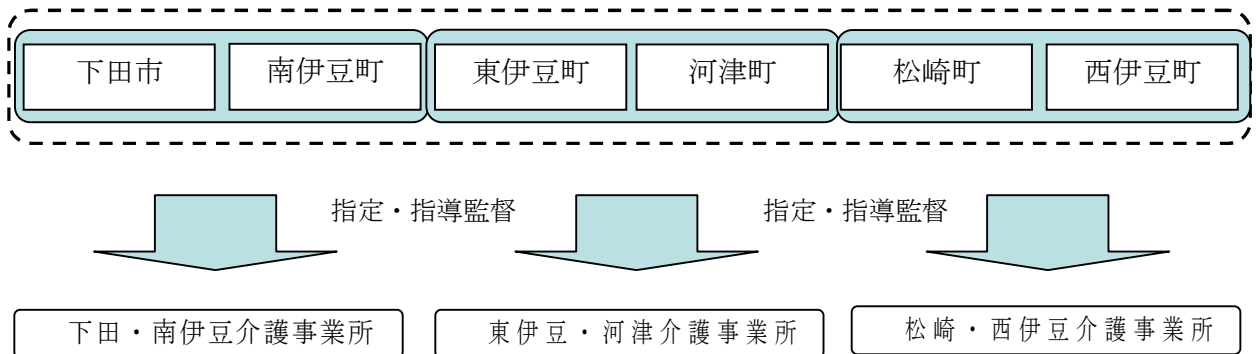
- 共同実施作業の市町間調整
- 指定指導業務に関する情報交換・相互助言
- 研修会の開催 等



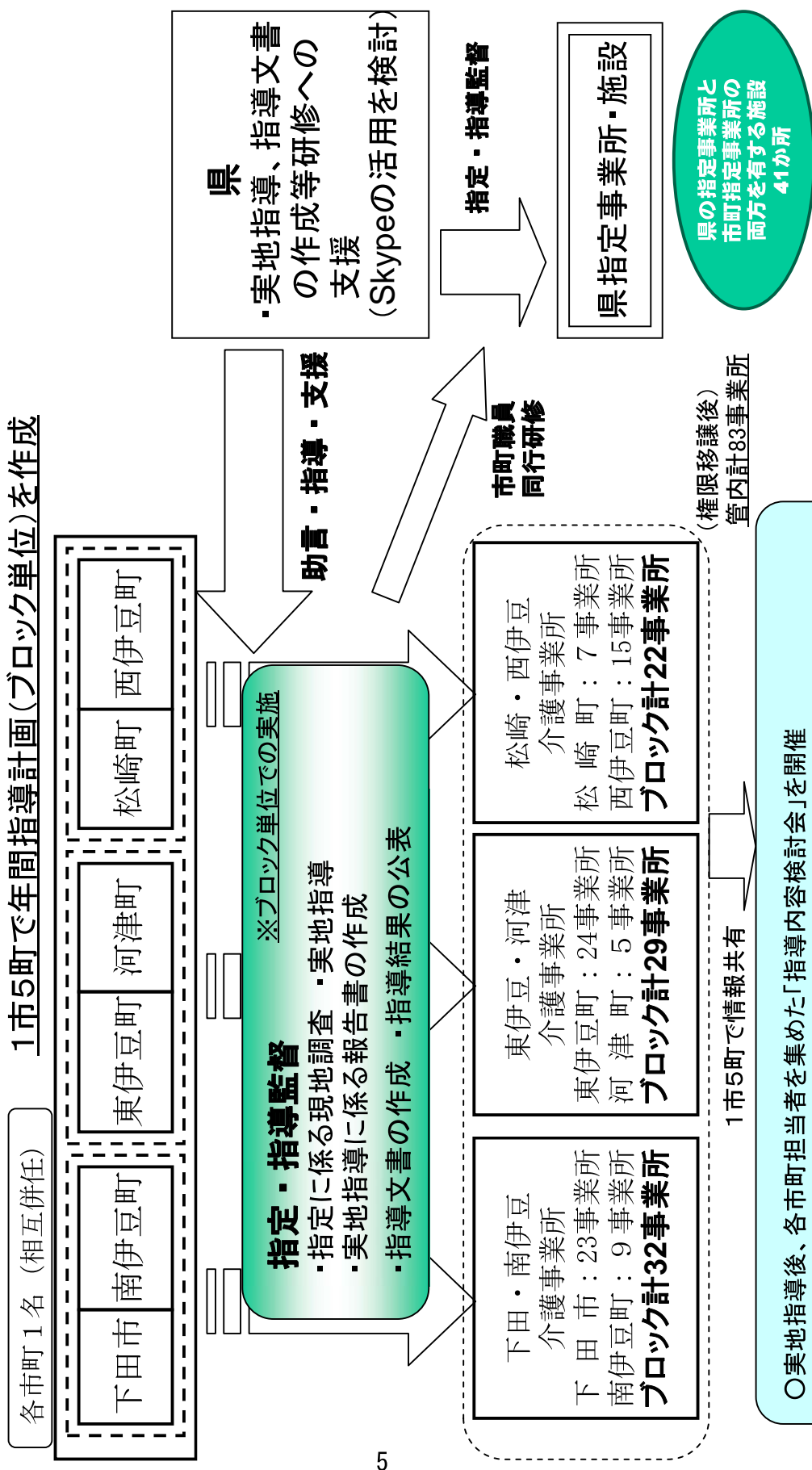
※協議会の下部組織となる市町・県担当課長による会議を定期的開催

実施イメージ

※各市町職員1人ずつ（職員2人体制）ブロック単位で指導監督を実施



介護事業所指定・指導監督の活動イメージ(案)



- 実地指導後、各市町担当を集めた「指導内容検討会」を開催
- 指導に関する統一的なマニュアルの作成、見直し
- 賀茂管内の県所管事業所に県が指導監督を行う時は、市町職員は同行研修する。
- 次年度指導計画の作成 など